

第 6 編 災害復旧・復興計画

第 1 章 災害復旧事業の推進

第 2 章 生活再建等の支援

第 3 章 地域経済復興への支援

第 4 章 復興計画の推進

<第6編 災害復旧・復興計画>

第1章 災害復旧事業の推進.....	1
第1節 災害復旧事業の推進.....	1
第1項 災害復旧事業の推進.....	1
第2項 激甚災害の指定.....	4
第3項 激甚災害指定後に実施する事業.....	5
第2章 生活再建等の支援.....	6
第1節 被災者への支援.....	6
第1項 生活相談.....	7
第2項 雇用機会の確保.....	7
第3項 義援金品の受付及び配分.....	7
第4項 災害弔慰金等の支給.....	7
第5項 災害援護資金等の貸し付け.....	10
第6項 郵便事業の特例措置.....	11
第7項 租税の徴収猶予、減免等.....	12
第8項 り災証明書等の交付.....	12
第9項 被災した住宅の応急修理.....	12
第10項 応急仮設住宅の建設.....	12
第11項 災害公営住宅等の整備.....	12
第12項 災害時の風評被害を防止するための啓発.....	13
第3章 地域経済復興への支援.....	14
第1節 地域経済復興への支援.....	14
第1項 商工業関係者への融資.....	14
第2項 農林漁業関係者への融資.....	15
第4章 復興計画の推進.....	16
第1節 復興計画の推進.....	16
第1項 復興計画の作成.....	16
第2項 復興に対する合意形成.....	16
第3項 復興計画の推進.....	16

第1章 災害復旧事業の推進

第1節 災害復旧事業の推進

項 目		主な担当
第1項 災害復旧事業の推進	1. 災害復旧事業計画の策定	関係各部
第2項 激甚災害の指定	1. 激甚災害指定の手続の流れ	防災危機管理室
	2. 激甚災害に関する調査報告	
第3項 激甚災害指定後に実施する事業	1. 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	土木建設課

第1項 災害復旧事業の推進

1. 災害復旧事業計画の策定

各施設を所管する部及び課は、災害復旧事業計画を立案し、関係機関と連携して災害復旧事業にあたる。

1) 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、海岸、砂防設備、道路・橋梁、公園、下水道等について災害発生の原因を究明し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を進め、再度の災害発生を防止する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
河川の復旧事業	河川法（昭和39年法律第167号） 第60条～第62条、第65条の2
道路の復旧事業	道路法（昭和27年法律第180号）第56条
河川、道路、公園、下水道の復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 （昭和26年法律第97号）第3条

2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設・漁業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第3条に基づき、関係機関との総合的連携のもと迅速に復旧事業を進める。

また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を蒙る恐れがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度の災害発生を防止する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律 169 号）第 3 条

3) 都市施設災害復旧事業計画

都市計画区域における街路、公園等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。

また、復旧にあたっては都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
災害により急を要する土地区画整理事業	土地区画整理法 （昭和 29 年法律第 119 号）第 121 条

4) 公営住宅災害復旧事業計画

市民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき迅速適切な公営住宅の建設を進める。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場集会所等）の復旧事業	公営住宅法 （昭和 26 年法律第 193 号）第 8 条

5) 公立文教施設災害復旧事業計画

児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速適切な復旧を促進する。

再度の災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
公立学校施設の復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 （昭和 28 年法律第 247 号）第 3 条

6) 公立社会教育施設災害復旧事業計画

社会教育施設等の早期復旧を図る。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
公立社会教育施設等の復旧事業	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 16 条

7) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

施設の性格上、緊急に復旧する必要があることから、国、県その他関係機関の融資を促進する。

再度の災害発生防止のため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
生活保護施設復旧事業	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 75 条
児童福祉施設復旧事業	児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 53 条
身体障害者更正援護施設復旧事業	身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 37 条の 2
老人福祉施設復旧事業	老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 26 条
知的障害者援護施設復旧事業	知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 26 条
婦人保護施設復旧事業	売春防止法 (昭和 31 年法律第 118 号) 第 40 条

8) 医療施設災害復旧事業計画

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
感染症指定医療機関等復旧事業、感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 62 条

9) 公用財産災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

10) ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に市民の日常生活と密接な関係があることから早期復旧を促進し、可能な眼り地区別の復旧予定時期を明示する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
上水道施設の復旧事業	水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 45 条

11) 災害廃棄物処理計画

県及び関係機関と連携して、がれきの処理方法を確認するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることによりがれきの円滑かつ適正な処理を行う。

また、環境汚染の未然防止又は市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
災害により特に必要となった廃棄物の処理費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 22 条

第2項 激甚災害の指定

著しく激甚な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行う。早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）では、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

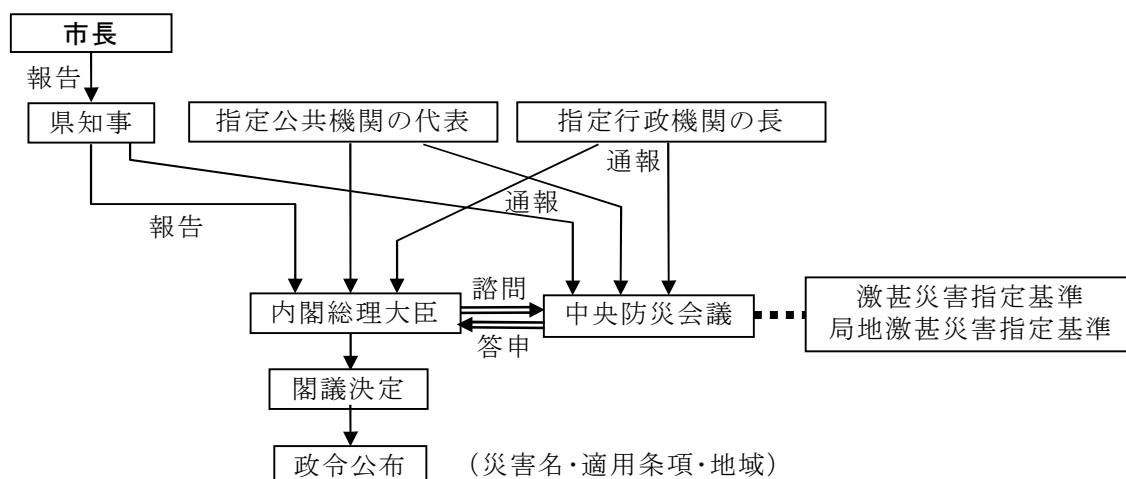
1. 激甚災害指定の手の続の流れ

激甚法第2条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）による。

なお、激甚災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令が公布、施行される。

■激甚災害指定の手の続の流れ



2. 激甚災害に関する調査報告

市（防災危機管理室）は、市域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

県は、市からの被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる災害について、被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める事項を速やかに調査する。

第3項 激甚災害指定後に実施する事業

1. 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

がけ崩れは直接人家等に被害を及ぼすおそれがあるため、小規模であっても人命の損失に結びつくことが多い。このため、がけ地の崩壊等が発生している箇所について、がけ崩れ防止工事を行い、次期降雨等による再度の災害を防止し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

2. 採択基準

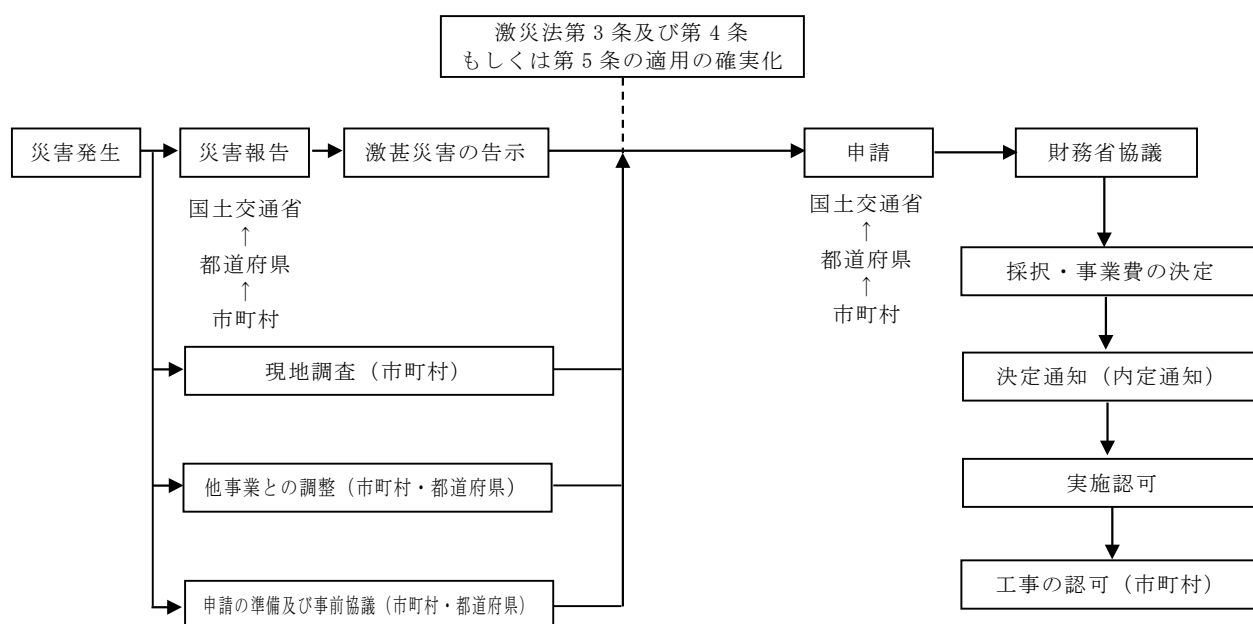
激甚災害に伴い発生した崩壊したがけ地等のうち次の各号に該当するもの。

- ① 「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第5条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地で発生したもの。
- ② がけ地の高さが5m以上であること。
- ③ 人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るもの。
- ④ 1箇所の事業費が600万円以上であること。

3. 申請の流れ

災害発生後、速やかに災害報告を行う。また、現地調査、簡易測量（緊急事業の要求に必要な測量）、写真撮影等を実施し、申請用資料を作成する。写真は現地の応急復旧作業が始まる前に極力撮影して、土砂等の流出状況、被災の状況、保全対象等が分かるものを重点的に撮影する。

■災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の流れ



第2章 生活再建等の支援

第1節 被災者への支援

項 目		主な担当
第1項	生活相談	市民生活課、福祉課、子ども家庭課、人権・同和・男女共同参画課
第2項	雇用機会の確保	福祉課
第3項	義援金品の 受付及び配分	財政課、福祉課
	1. 受付	
	2. 受入	
第4項	災害弔慰金 等の支給	福祉課
	3. 配分	
	1. 災害弔慰金の支給	
第5項	災害障害見舞金の支給	福祉課
	2. 災害障害見舞金の支給	
	3. 被災者生活再建資金の支給	
第6項	災害援護資金 等の貸し付け	福祉課、子ども家庭課
	1. 災害援護資金の貸し付け	
	2. 生活福祉資金の貸し付け	
第7項	母子・寡婦福祉資金の貸し付け	福祉課、子ども家庭課
	1. 母子・寡婦福祉資金の貸し付け	
	2. 生活福祉資金の貸し付け	
第8項	郵便事業の特例措置	日本郵便株式会社
第9項	租税の徴収猶予、減免等	税務課、納税課、保険年金課
第10項	り災証明書等の交付	福祉課、産業振興課、農林水産課
第11項	仮設住宅の 建設	建築住宅課
	1. 仮設住宅の建設等	
第12項	2. 対象者	建築住宅課
	災害公営住宅等の整備	
第13項	災害時の風評被害を防止するための啓発	関係各課

第1項 生活相談

市（市民生活課）は、被災者のための相談窓口を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じて被災地域で出張相談を行うなど、生活相談を実施する。

また、国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集・整理し、資料を作成する。

市（福祉課、子ども家庭課）は、精神科医療機関等と協力して、被災者や要配慮者の精神的な苦痛を軽減させるため、カウンセリングなどの必要な措置を行う。また、被災者の困りごとの相談対応などを行い、関係機関等と連携し必要な支援につないでいく。

市（福祉課、人権・同和・男女共同参画課）は、災害によって生じたストレスなどを軽減し、女性や障害者等の心身を健康に保つため、電話相談や県保健福祉環境事務所等と共同で避難所等の必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣などを実施する。

第2項 雇用機会の確保

市（福祉課）は、離職者の早期再就職の促進に向けて、災害により被害を受けた市民が速やかに再起できるよう、被災地域内事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職に向けた相談支援等を行う。

第3項 義援金品の受付及び配分

市（財政課）は、被災者あてに寄託された義援金について、受付及び配分計画を樹立し、効率的な配分に努める。配分に当たっては、配分委員会を組織し、十分協議の上、配分を行う。

義援品については、市（福祉課）が主体となり、配分計画を樹立し、受付及び配分を行う。

受付期間中は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て行う。

<義援金配分対象者>

- ・死者・重傷者、全壊(焼)世帯、流失世帯、大規模半壊(焼)世帯、半壊(焼)世帯、準半壊(焼)世帯、準半壊(焼)に至らない（一部損壊）世帯

第4項 災害弔慰金等の支給

1. 災害弔慰金の支給

市（福祉課）は、「大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第18号）」に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

■災害弔慰金の要件

対象災害	自然災害	・ 1 の市町村の区域内で住居が 5 世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ・ 都道府県内において、住居の滅失した世帯の数が 5 以上の市町村の数が 3 以上ある場合の災害 ・ 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害
支給額	☐ 生計維持者 ☐ その他の者	500 万円 250 万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母 ※上記の者がいずれも存しない場合であって、兄弟姉妹が存するときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時において、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）	

2. 災害障害見舞金の支給

市（福祉課）は、「大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民の遺族に対し災害障害見舞金を支給する。

■災害障害見舞金の要件

対象災害	自然災害	・ 1 の市町村の区域内で住居が 5 世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ・ 都道府県内において、住居の滅失した世帯の数が 5 以上の市町村の数が 3 以上ある場合の災害 ・ 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害
支給額	☐ 生計維持者 ☐ その他の者	250 万円 125 万円
障害の程度	☐ 両目が失明した者 ☐ 咀嚼及び言語の機能を廃した者 ☐ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ☐ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ☐ 両上肢をひじ関節以上で失った者 ☐ 両上肢の用を全廃した者 ☐ 両下肢のひざ関節以上で失った者 ☐ 両下肢の用を全廃した者 ☐ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められる者	

3. 被災者生活再建支援金の支給

県は、「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）第3条～5条に基づき、自然災害により被災した市民に対し支援金を支給する。

■法適用の要件

対象となる 自然災害 （暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象による生じる災害）	① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害 ③ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害 ④ 県内で①又は②に規定する被害が発生した都道府県内の他の市町村（人口10万人未満に限る。）で、5世帯以上の住宅が全壊した自然災害 ⑤ ③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害 ⑥ ③又は④に規定する都道府県が2つ以上ある場合における市町村（人口10万人未満に限る）であって、 ・5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ・2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害
支給対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯） ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯） ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

■支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

種 別	住宅の被害程度に応じて 支給する支援金 （基礎支援金）	住宅の再建方法に応じて支給する支援金 （加算支援金）	
①全壊	100万円	建設・購入	200万円
②解体		補修	100万円
③長期避難		賃貸（公営住宅を除く）	50万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃貸（公営住宅を除く）	25万円

第5項 災害援護資金等の貸し付け

1. 災害援護資金の貸し付け

市（福祉課）は、「大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

■災害援護資金の内容

災害対象		県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害	
貸付限度額		1 世帯主の1か月以上の負傷	150万円
		2 家財等の損害	ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居の全体が滅失または流出 350万円
		3 1と2が重複した場合	ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円
		4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円
		(世帯人員)	(住民税における総所得金額)
		1 人	220万円
		2 人	430万円
		3 人	620万円
		4 人	730万円
		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
貸付条件	所得制限	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。	
	利 率	保証人を立てる場合は無利子 保証人を立てない場合は年1.5%（据置期間は無利子）	
	据置期間	3年（特別の事情がある場合5年）	
	償還期間	10年（据置期間含む）	
	償還方法	年賦、半年賦または月賦	
根拠法令		災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）	

2. 生活福祉資金の貸し付け

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用を受けない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、福岡県生活福祉資金貸付規程（平成 21 年 10 月 1 日施行）及び福岡県生活福祉資金貸付規程細則（平成 21 年 10 月 1 日施行）に基づき、資金の種類ごとに、貸付の条件、貸付限度額等に従いそれぞれの用途に応じた生活福祉資金を貸し付ける。

市社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

市（福祉課）は、県社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付け事業について、市民への周知を図る。

■生活福祉資金の内容

貸付対象		低所得世帯等（生活保護基準額の概ね 1.7 倍以内）のうち他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更正のできる世帯
貸付金額		一世帯 150 万円以内
貸付条件	据置期間	貸付の日から 6 月以内（特別の場合 2 年以内）
	償還期間	据置期間経過後 7 年以内
	貸付利率	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年 1.5%
	保証人	以下の条件を満たす連帯保証人 1 人以上必要 ア 原則として、借受人と同じ市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 イ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦

3. 母子父子寡婦福祉資金の貸し付け

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）第 13 条、第 32 条に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、母子家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける。

市（子ども家庭課）は、この受付事務を行う。

第 6 項 郵便事業の特例措置

日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- 1) 被災者に対する郵便葉書及び郵便書簡の無償交付
- 2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 3) 地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物、及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除

第7項 租税の徴収猶予、減免等

市（税務課、納税課、保険年金課）は、災害によって被害を受けた市民に対して、地方税法（昭和25年法律226号）及び大牟田市市税条例（昭和25年条例第33号）に基づき、市税の申告、申請、納付、納入等の期限の延期や徴収猶予、減免等を行う。

また、各種使用料及び手数料の減免等を行う。

第8項 り災証明書等の交付

市（福祉課）は、住家の被害調査の結果から「り災台帳」を作成する。また、火災による焼損等は、消防本部が「火災記録書」を作成する。

市（福祉課）、消防本部は、「り災証明交付申請書」を受け付けた場合、「り災証明書」を速やかに交付する。ただし、商工業者に対しては、市（産業振興課）が、また、農林水産業者に対しては、市（農林水産課）が、「被災証明書」を交付する。

第9項 被災した住宅の応急修理

災害救助法が適用され、かつ災害のため住居が半壊、半焼等の被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住可能となり、かつ、その者の資力が乏しい場合に、必要最小限度の修理に係る費用の支出を行う。

第10項 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅（建設型応急住宅）を建設する。

災害救助法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生した場合、又は災害救助法が適用され県知事より救助事務を委任された場合は、市（建築住宅課）が応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）を供与する。

入居対象者は、災害で被災し、住家が全焼、全壊又は流失した者で、現に居住する住家がない者のうち、自らの資力をもっては住宅を確保することのできない者であり、これら全ての条件に該当する必要がある。なお、入居対象者の住民登録の有無は問わない。

また、市（建築住宅課、防災危機管理室）は、あらかじめ建設候補地台帳を作成し県と情報を共有する。更に、市有地のみで応急仮設住宅の確保が困難な場合は、所有者に協力を求め民有地を活用する。

第11項 災害公営住宅等の整備

市（建築住宅課）は、県と連携して、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき災害公営住宅を整備する。

市（建築住宅課）は、低所得り災世帯のため、国庫から補助を受けて整備し入居させ

る。ただし、入居対象者は、公営住宅に入居できる資格を有する者とする。

第 1 2 項 災害時の風評被害を防止するための啓発

市（関係各課）は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、市広報紙への掲載、インターネットによる情報提供等により広報・啓発を行う。

第3章 地域経済復興への支援

第1節 地域経済復興への支援

項 目		主な担当
第1項 商工業関係者への融資	1. 緊急連絡会の開催	産業振興課
	2. 金融相談の実施	
	3. セーフティネット保証の認定	
第2項 農林水産業者への融資		農林水産課

第1項 商工業関係者への融資

1. 緊急連絡会の開催

市（産業振興課）は、県、関係金融機関、福岡県信用保証協会、支援機関等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑な適用を図る。

2. 金融相談の実施

市（産業振興課）は、商工会議所、中小企業団体中央会等の協力を得て、金融相談を行う。

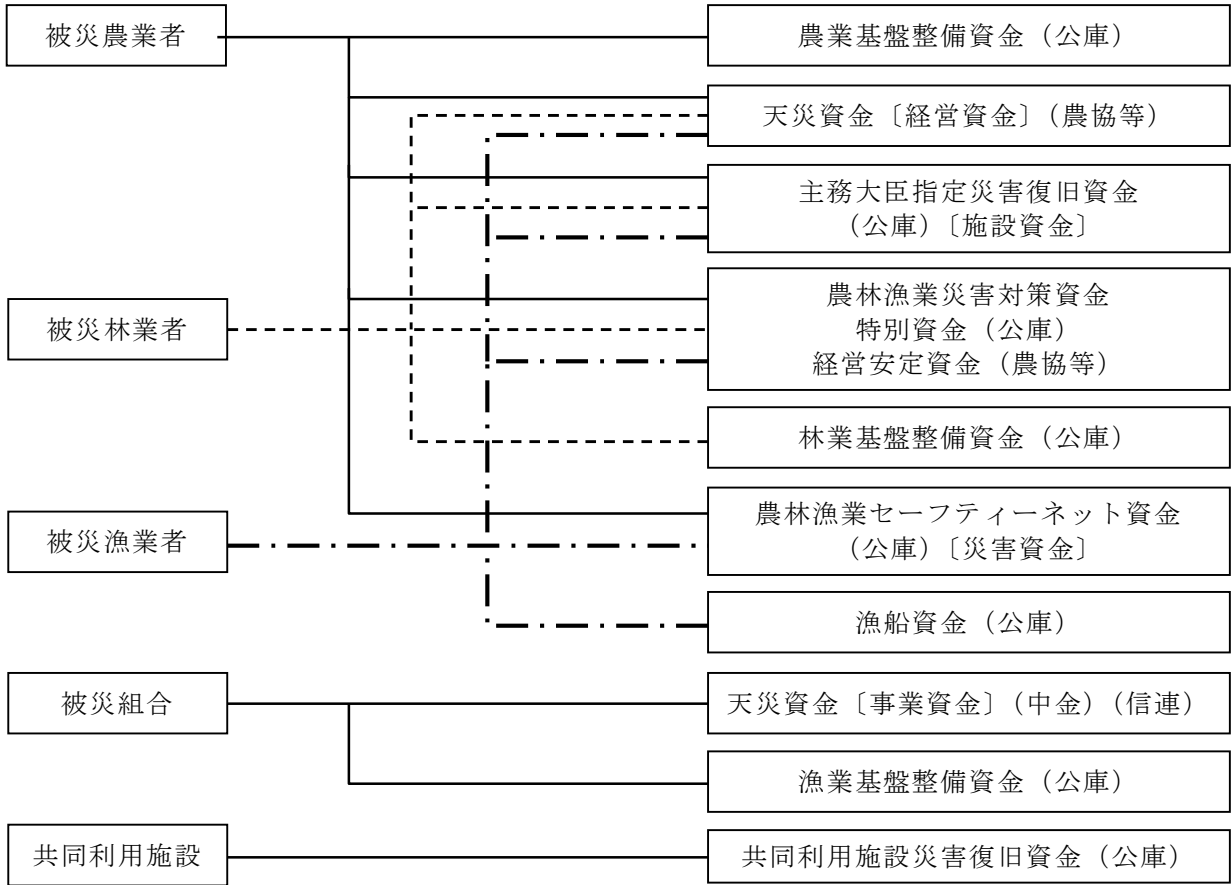
3. セーフティネット保証の認定

市（産業振興課）は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、市や県の中小企業融資制度の情報提供を行うとともに、必要に応じてセーフティネット保証の認定を行う。

第2項 農林漁業関係者への融資

市（農林水産課）は、災害により被害を受けた農林漁業関係者に対し、農林漁業関係の融資を促進するため、県、農業協同組合、漁業協同組合等の協力により、被災した農林漁業関係者に対し、災害復旧融資制度の情報提供等を行う。

■農林漁業関係融資



中金：農林中央金庫
信連：信用漁業協同組合連合会
公庫：日本政策金融公庫

第4章 復興計画の推進

第1節 復興計画の推進

項 目	主な担当
第1項 復興計画の作成	各部課
第2項 復興に対する合意形成	各部課
第3項 復興計画の推進	各部課

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市（各部課）は、県及び関係機関と、緊密な連携を図りながら、再度の災害発生防止により快適な生活環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮したまちづくりを進める。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1項 復興計画の作成

県や市（各部課）は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しながら、迅速な原状復旧を目指すのか、あるいは、さらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき、復興計画を作成する。

第2項 復興に対する合意形成

復興計画の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を市民に対し行い、市民の早急な生活再建の観点から、復興の方向性について速やかに市民の合意を得るよう努める。

第3項 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市は、国や県、関係機関と諸事業を調整

しつつ、計画的に復興を進める。

復興事業は、復興のための地域づくりをはじめ、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。